

## 人と環境にやさしい農業・農村振興検討会設置要綱

### (目的)

第1条 本県では、農業の自然循環機能の維持増進を図り環境への負荷を軽減する環境創造型農業を推進し、その取組は拡大してきたが、近年、拡大の進展が鈍化している。

一方、近年のSDGsの取組拡大や国の「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月策定）の推進、地域全体で有機農業への取組を開始する市町の増加など、農業をとりまく情勢や農産物市場の動向などが大きく変化している。

これらを踏まえ、県全体で環境創造型農業・SDGsをベースにした環境と調和のとれた持続可能な農業・農村振興について、これまでの取組をフォローアップとともに、多様な人材確保・育成や地域コミュニティの維持発展等による生産力の維持・強化、流通効率化や県民とのつながり強化による消費拡大等によりすそ野を広げ、取組を中長期的に下支えしていくための方策を検討するため、「人と環境にやさしい農業・農村振興検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 環境創造型農業推進に係る幅広い現状と課題
- (2) 課題解決に向けた推進施策の方向性の確認と取組継続のために必要な事柄等
- (3) 各関係者（行政、農業者、流通事業者、県民等）に求められる役割
- (4) 環境創造型農業の今後の展開に関して必要と認められること

### (組織)

第3条 検討会は、別表に記載する委員をもって構成する。

### (座長)

第4条 検討会には委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長に事故がある場合、又は委員長が欠けた場合は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討会は、委員長が招集する。

- 2 検討会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合においては、代理人は、検討会開催前に委任状を委員長に提出しなければならない。
- 4 委員長が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者に臨時委員として出席を求めることができる。
- 5 会議の座長は、委員長がこれに当たる。
- 6 検討会は、原則として公開する。
- 7 配付資料は、原則として公開する。

8 議事要旨については、本検討会終了後速やかに作成し、原則、公開する。

(謝金)

第6条 委員（県の職員である委員を除く）が検討会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

2 第5条第3項の規定に基づき代理人が検討会の職務に従事したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。

3 第5条第4項の規定に基づき委員以外の者が検討会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第7条 委員（県の職員である委員を除く）が検討会の職務を行うために、検討会に出席し、又は旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

2 第5条第3項の規定に基づき代理人が検討会の職務を行うために、検討会に出席し、又は旅行したときは、代理人に対して、旅費を支給する。

3 第5条第4項の規定に基づき委員以外の者が検討会の職務を行うために、検討会に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、農林水産部農業改良課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものほか、検討会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年5月12日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日をもって、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる検討会は、第5条第1項の規定にかかわらず、農林水産部長が招集する。

別表（第3条関係）

氏名	主な役職
辻村 英之	京都大学大学院農学研究科 教授
岩浅 有記	兵庫県政策コーディネーター
中嶋 敏博	豊岡オーガニックワークス代表（農業者）
新井 正枝	イオンアグリ創造株式会社 生産本部西日本事業 事業担当
新岡 史朗	一般社団法人兵庫県食品産業協会 専務理事
堂本 英之	全国農業協同組合連合会兵庫県本部 本部長
田路 永子	一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構 地産地消アドバイザー